

地域生活支援拠点等事業者登録により算定が可能となる加算について

【「相談」の機能】

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

【「緊急時の受入れ・対応」の機能】

(2) 短期入所事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等に係る加算 100単位/日

利用者全員について、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に算定

(3) 訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が対象の加算

①緊急時対応加算

利用者等の要請を受けてから24時間以内に障害福祉サービス事業を行った場合

100単位/回

+ 50単位/回（地域生活支援拠点等の場合）

(4) 地域定着支援事業所が対象の加算

①緊急時支援費（I） 地域定着支援事業所が対象

利用者等の要請を受けてから、速やかに利用者の居宅等への訪問、一時滞在による支援を行った場合

712単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

【「体験機会の場の提供」の機能】

(5) 地域移行支援事業所が対象の加算

①体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

②体験宿泊加算（Ⅰ）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

300単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

③体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

700単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

（6）日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

①体験利用支援加算

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

（7）施設入所支援事業所が対象の加算

①体験宿泊支援加算 120単位/日

施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定